

# 岐阜県公報

## 目次

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	一
訓令 甲		
岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令	(同)	二

号外(三) 平成二十年三月三十一日

## 規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十四号を第十五号とし、第二号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例第四条の規定による徴税吏員等の証票の交付及び返納並びにこれらに関連する事項

第一号様式備考を削る。

第二号様式中備考第二号を削り、備考第一号を備考とする。

第十二号様式「第二十三号様式」第「二十四号」欄及び「第二十七号様式中」「三菱東京ユーエフジエフ銀行犬山支店並びに北陸銀行中村支店」を「北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京ユーエフ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店」に改める。

第三十一号様式中

「徴収猶予(換面の猶予)  
(保全担保) 税目」

を

「徴収猶予(換面の猶予)  
(保全担保) の金額」

に改める。



銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店」に於ける。  
 第14条第11項第1号のイ中「取りまとめ郵便局」  
 及び「取りまとめ店」並びに「三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の中村支店」並びに「北陸銀行中村支店並びに北陸銀行中村支店」並びに「北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店」に於ける。

第14条第12項第1号のイ中「事業年度」及び「事業年」に於ける。

第14条第13項第1号のイ中「取りまとめ郵便局」及び「取りまとめ店」に於ける。

第14条第14項第1号のイ中「取りまとめ局」及び「取りまとめ店」並びに「三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の中村支店」並びに「北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店」に於ける。

第14条第15項第1号のイ中「取りまとめ局」及び「取りまとめ店」に於ける。

第14条第16項第1号のイ中「取りまとめ郵便局」及び「取りまとめ店」並びに「三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の中村支店」並びに「北陸銀行中村支店」並びに「みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店」に於ける。

第14条第17項第1号のイ中「取りまとめ郵便局」及び「取りまとめ店」並びに「三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の中村支店」並びに「北陸銀行中村支店」並びに「みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行及び三井住友銀行の本店又は支店」に於ける。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の岐阜県税務処理規程第2条及び別記第1号様式の規定は、平成二十四年一月一日（以下「施行日」とする。）以後に交付された岐阜県徴税吏員証又は岐阜県検税吏員証について適用し、施行日前に交付された岐阜県徴税吏員証又は岐阜県検税吏員証については、なお従前の例による。

平成二十年三月三十一日印刷  
平成二十年三月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価  
一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜尾文芸社